



生涯学習時代の 教職論

梨本 加菜 稲川 英嗣

樹村房

はじめに

本書は、大学教職課程の必修科目「教職の意義及び教員の役割・職務内容」に対応したテキストです。教師を目指す学生^{ガイダンス}の導入科目として、教職とは何か、また学校教育とは何かを捉えられるよう、次の特徴をもって構成しました。

第一に、教職の全体像を見通せるよう、第Ⅰ部で教職の意義と教師の役割を、第Ⅱ部で教師の職務内容を、第Ⅲ部で進路選択のための情報を収めました。

第二に、教育関連法規は本文中に主要な条文を入れ、参考資料も最小限に止め、初学者にとっての分かりやすさを重視したコンパクトな構成としました。

第三に、大学の学びにおけるアクティブ・ラーニングの視点からボランティア活動等の意義に触れ、各章に発展的に学ぶためのワーク例を載せました。

第四に、2019(平成31)年度入学生より適用される国の教職課程コアカリキュラムに準拠し、「チーム（としての）学校」に関する内容を強化しました。

第五に、学校の地域連携やコミュニティ・スクール制度、人権教育、児童福祉等の事項を扱い、教育・保育の現代的課題を学べるよう工夫しました。

以上のように本書は、教職課程に長年携わる著者二名が、それぞれの専門分野と指導経験を生かし、教師の卵が学ぶべき内容と養成のプロセスを示せるよう努めました。法令集や学習指導要領等を併用して教職教養の理解を深め、さらにボランティア等に取り組んで教育現場から学び、教師を始めとする教育・保育を支える職を目指してスタートを切っていただければ幸いです。

本書の執筆と日頃の研究・教育活動において貴重な助言と協力を賜りました諸先生方、出版の機会とご指導をいただいた株式会社樹村房社長の大家栄一様、編集担当の安田愛様に、この場を借りて心よりお礼を申し上げます。

2018年2月

梨本 加菜・稲川 英嗣

凡 例

①本書では、学校（幼稚園等を含む）の先生、つまり教職に就く者で、法令上は「教員」「教諭」と呼ばれる者を、可能な限り「教師」と表記しています。理由は、第1章1-(1)をご一読ください。

②本書内で参照してほしい部分は、本文中に「→第○章○-○」等と表記してあります。また、巻末の「さくいん」も活用してください。

③本文中の四角で囲った文章は、法令の条文です。掲載した条文は、2018(平成30)年1月現在のもので、「負ふ」「なつた」等の旧仮名遣いはそのまま載せています。

例えば、「○○法（第2条③）」と書かれている場合、「第2条第3項」と読みます。ただし本書では、第2項以下がない条文については①をつけませんでした。

さらに、例えば「○○法（第2条③4）」のように、より細かい分類が加わることもあります。この場合、「第2条第3項第4号」と読みます。

④法令の名称は、可能な限り省略せず表記しました。ただし、教育の現場では、名称が長い法令は、多くの場合、略称が使われます。主な例は次のとおりです。

＊地方教育行政の組織及び運営に関する法律……「地教行法」

＊公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律……「標準法」

＊就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律……「認定こども園法」

⑤年は西暦の後に「(元号○○)年」と示しましたが、2020年以降は西暦のみです。

生涯学習時代の教職論

も く じ

はじめに 3

凡例 4

第Ⅰ部 教職の意義：教師の役割と使命

第1章 教職課程とは何か10

1. 教職課程とは：教職精神を培う 10
2. 大学で教職課程を履修するために 11
3. 「理想の教師」を目指すために 13

第2章 教師の資格と資質16

1. 教員養成の歴史的特質 16
2. 教師の資格：教員免許状の制度 18
3. 教師の資質 19

第3章 学校とは何か：子どもと地域の拠り所として21

1. 法制度上の学校の定義と種類 21
2. 子どもを支える学校 23
3. 地域を支える学校 25

第4章 チームとしての学校と地域連携27

1. 学校の地域連携 27
2. チームとしての学校：学校を核とする教育環境 29

第5章 道徳と人権の教育33

1. 道徳教育 33
2. 人権教育 35

3. 同和教育に学ぶ 36

第Ⅱ部 教師の職務内容と教員制度

第6章 教師の職務内容の全体像 42

1. 教師のありふれた一日 42
2. 子どもたちが帰ったら 46

第7章 校務分掌と学校経営 49

1. 学校に置かれる職 49
2. 校務分掌 52

第8章 学校運営の責任者 57

1. 学校を管理するのは誰か 57
2. 校長の権限 60
3. コミュニティ・スクールとは 62

第9章 教師の服務上・身分上の義務と処分 65

1. 服務事項 65
2. 処分について 69
3. 出産子育てを保障する法令 71

第10章 諸外国の学校及び教員の制度 74

1. 諸外国の学校制度 74
2. 諸外国の教員制度 76

第Ⅲ部 教師の養成・研修と進路選択

第11章 教師の養成：教育実習を中心に 80

1. 教職課程における教育実習・インターンシップ 80
2. 教育実習に向けて 82
3. 教育実習の実際 83

第12章 教師の採用 86

1. 教師の採用：公立校を中心に 86
2. 私立学校の教師の採用 89

第13章 教師の研修とライフコース 92

1. 教師と研修：法定研修を中心に 92
2. 教育委員会等の行う研修 94
3. 自主研修・自己研鑽 95
4. 教師のライフコース 96

第14章 学校教育を支えるさまざまな人材 98

1. チームとしての学校を支える専門職 98
2. 教育・保育行政に関わる人材 102

第15章 地域の教育環境を支える人材 104

1. 社会教育に関わる人材 104
2. 児童福祉に関わる人材 107
3. 法務省の管轄する人材 109

[参考資料]

- 1 小学校の教職課程の科目・単位数 111
- 2 教職課程コアカリキュラム（抜粋） 112
- 3 教職実践演習の求める4つの事項 115
- 4 横浜市教育委員会「教員のキャリアステージにおける
人材育成指標」 116

第 I 部

教職の意義

教師の役割と使命

第1～5章では教師の役割と使命について、基本的な事項と今日的な課題を確認します。今日の法制や社会で教職がどのように位置づけられ、期待されているか、また理想の教師とはどのような存在かを考えるための手がかりとなるでしょう。

第1章

教職課程とは何か

1. 教職課程とは：教職精神を培う

(1) そもそも教職とは

教職 (teaching profession) とは、主に学校の教師を指します。医師や習い事の師範等、身近にさまざまな「先生」は存在しますが、法で定められた学校[→第3章1]に勤め、教員免許状をもつ「教員」や「教諭」が、正式な意味での学校の教師です。教育法規の要である教育基本法は、次のように定めています。

教育基本法（第9条） 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

このように教師は自らの崇高な使命を自覚し、職責を果たすため研究と修養[→第13章]に励む教職精神を備えた専門職です。キリスト教の聖職者が教職者（教役者）と呼ばれるように、神聖な職ともいえるでしょう。本書では、教職に就く者を、できる限り法制上の呼称の教諭や教員ではなく、敬意と親しみをこめて「教師」と記し、その職務の全容を捉え、考えていきます。

(2) 大学における教職課程

戦前は、主に師範学校[→第2章1]で、中等教育段階での教員養成が行われました。戦後は、国に認定された教職課程 (teacher training course) をもつ大学等で法令上の科目を履修し、教員免許状が授与されます。高等教育機関で学んだ、広い視野と豊かな教養をもつ教師の養成が期待されています。

教職課程の科目・単位数や組織等は、教育職員免許法（免許法）と関連規則等で最低限の基準が定められています。この基準をふまえ、各大学は学部・学科の教育理念や地域の状況等も勘案し、さらに私学は「建学の精神」に基づいてカリキュラムを策定し、国の認定を受けて教職課程を運営します。「教職論」等の授業の名称は、国の示す例を参考に各大学が設定しています。

教師に求められる専門性は、その時代ごとの教育課題を背景に高度化と領域の拡大が進んでいます。直近の改革では、2017(平成29)年の免許法等の改正と、「教職課程コアカリキュラム」[→参考資料2]の初めての導入があり、2019(平成31)年度に教職課程がブラッシュアップされます[→参考資料1]。

2017(平成29)年3月に新しい学習指導要領も告示されました。幼稚園では翌年4月より新しい幼稚園教育要領が実施され、体制整備が急進しました。幼稚園の教職課程では、2017(平成29)年に一般社団法人保育教諭養成課程研究会が策定した「モデルカリキュラム」をふまえ、2023年度より、特に領域及び保育内容の指導法に関する科目の改編が徹底される見込みです。

2. 大学で教職課程を履修するために

(1) 教職課程の履修者に求められる要件

[参考資料1]は、2019(平成31)年以降の入学生に適用される科目の一覧です。一種免許の取得には59単位（幼稚園は51単位）以上が必要ですが、これ以外に、教育職員免許法施行規則（第66条の6）が定める次の枠内の4科目（各2単位）も必修です。さらに小・中学校の免許状の取得には、「介護等体験」も必要です[→第11章1]。

①日本国憲法	例：「日本国憲法」「法学基礎（憲法）」
②体育	例：「スポーツ実習」「身体運動・健康科学実習」
③外国語コミュニケーション	例：「国際コミュニケーション演習」
④情報機器の操作	例：「情報機器の操作」「情報活用の基礎」

(2) 教職課程の履修者の心構え

免許状の必修科目の他、大学卒業に必要な科目も少なくないため、教職課程の履修は相当の計画性と意志が必要です。以下に3点の心構えを示します。

a. 専門教育と教職課程を両立させる

大学の学部・学科は、学術的な領域に基づいてカリキュラムが構成されます。教職課程を置く学科でも、教職科目を卒業単位として認めない、成績（GPA）が優秀で教職を専願する者以外は履修を認めない等の条件が厳しい大学は少なくありません。最終学年は、公務員試験を含めた就職活動や、卒業論文作成がピークとなり、教育実習を取り下げる者もいます。

一方、教育学科等の教員養成が主目的の学科は、教職科目がほとんど卒業単位に組み込まれるため、免許状取得は比較的容易です。ただし、必修科目やボランティア活動等が多く、教育委員会の教師塾等〔→第12章1-(2)〕も参加すると、ゼミを含め、専門教育が疎かになる恐れがあります。特に幼稚園と小学校の課程は、学科名称や科目等が教員養成に特化され、1年次より多くの教職科目が組まれるため、進路変更は大きな決断を要します。免許状取得が卒業要件である学科の場合は、教職を諦めると卒業も困難になります。

b. 複数の校種・種類の免許・資格を取得する

幼小連携や小学校の英語教育等が進む中で、例えば小学校教諭を目指す者が幼稚園や中学校の免許状をもつ等、隣接校種の免許状の取得は有益です。特別支援学校教諭の免許や司書教諭資格の併有も推奨され、教員採用選考試験で加点する都道府県もあります。中学校教諭を目指す者は、隣接校種の小学校や高校¹の他、「(中学) 社会」と「(高校) 地理歴史」等の関連する教科の取得は有益です。

ただし、在学中に取得できる免許数や学習時間には限界があります。「主免許」の校種・学科を一種免許状、関連する校種・学科を単位数の少ない二種免許状（「副免許」）とする等により、専門教育の質を保つ大学もあります。

認定こども園制度が導入された今日、幼稚園教諭を目指す者は保育士資格の

1：中等教育学校を設置するため、中・高等学校の両方の免許の取得が教員採用選考試験の受験資格となっている都道府県もあります。

併有が推奨されます。しかし、教育行政の下で教職課程と、福祉行政の下で保育士養成はカリキュラムが異なり、必修だけで51単位ある保育士科目の一部は読み替え可能ですが授業数は膨大です。栄養士・管理栄養士を基礎資格とする栄養教諭も同様の事情があり、課程履修には真摯な心構えと計画性が必要です。

もっとも教職に就いた後で教育委員会等の行う現職教育により、免許状の種類は増やせます〔→第13章1〕。もちろん勤務校や担当教科に相当する免許状は必要ですが、在学中は免許・資格の数を優先せず、学部・学科の専門教育や、以下のような現場の学びに取り組むことが、長い目で見て重要です。

c. 教育現場で実践的・往還的に学ぶ

子どもや教師に直接関わる教育現場（フィールド）での学びも有益です。近年は観察実習を皮切りに、インターンシップやボランティアを経て最終学年で教育実習に挑む学びの過程が推奨されています。多くの教育委員会や学校で、授業や特別支援教育等を補助するボランティアや支援員を募集しています。自治体の教育委員会が行う「教師塾」等の教師育成事業や、児童福祉の領域の学童保育〔→第15章2〕、放課後等デイサービス等の参加もお薦めします。

幼稚園はボランティアの機会が少ないかもしれませんが、季節行事の補助や、預かり保育のアルバイト等は見受けられ、大学や私立幼稚園の団体、また母園等で、園のご迷惑にならないよう心がけて情報を探すと良いでしょう。

3. 「理想の教師」を目指すために

（1）なりたい職業としての教師像

教師は、子どもが「なりたい」と憧れる職業の一つです。

内閣府（2014）「平成25年度小学生・中学生の意識に関する調査」によると、「幼稚園・保育園の先生」は女子小学生が就きたいと思う職業の第2位（9.5%）で（第1位は「パン屋・ケーキ屋・花屋」）、女子中学生では第1位（15.5%）に上ります。「学校の先生」は、女子小学生の9位、女子中学生の4位です。男子は、小・中学生ともに「スポーツ選手」が圧倒的な第1位ですが、男子中学生では「学校の先生」が、「医者・歯科医・薬剤師」や「大学教授、科学者」

等と並ぶ第4位です。

教職は社会的なステータスがある上、公立校の教師は公務員であることも魅力の一つです。表1-1は平均給料の一例です。ただし、残業手当等のない特殊性があります（給与月額 of 4%に相当する教職調整額が支給されます）。

表1-2は幼稚園の給与の例です。小・中・高や特別支援学校の教員の任命権者は都道府県及び政令市ですが、公立幼稚園の場合は市区町村です。一般に公務員は、一定の年齢まで勤続1年ごとに給料が1万円ほど上がります。短大卒は大卒者に比べ2歳若く、初任給が約2万円低くなります。また幼稚園は私立が全体の6割に上り、給料や雇用形態等は設置・運営者により多様です。文部科学省（2015）「平成25年度学校教員統計調査」によると、幼稚園教員の平均給料月額は国立が約32.0万円、公立が約27.8万円、私立が約20.6万円です。私立園の教員の平均年齢が若いこともあり、平均額は低くなっています。

表1-1 神奈川県 の給与（2016年4月1日現在）

	小・中学校教育職	一般行政職	高等学校教育職	警察職
平均給料月額（円）	345,288	334,764	373,969	321,347
平均年齢（歳）	40.5	42.9	44.9	38.1
初任給（大卒）	228,463	204,602	228,463	237,160

* 神奈川県（2017）「神奈川県の給与・定員管理等について」より作成。

* 平均給料月額は各職種の基本給の平均（諸手当は含まれない）。

* 初任給は地域手当のみ加算。小・中学校教育職（短大卒）は203,487円。

表1-2 神奈川県A市の給与（2016年4月1日現在）

	教育職（幼稚園）	一般行政職	*看護・保健職	消防職
平均給料月額（円）	296,835	318,524	343,655	303,112
平均年齢（歳）	36.9	39.6	42.8	36.3
初任給（大卒）	192,200	185,200	—	199,300

* 神奈川県A市（2017）「A市職員の給与・定員管理等について」より作成。

* 看護・保健職は、保健師と助産師。

(2) 理想の教師を目指して

教師にでもなるか、教師にしかねないといった消極的な理由で教職に就く者は、「でもしか先生」と揶揄されます。教職の安定した身分への第三者のやっかみは甘受すれば良いですが、企業等への就職活動や就労に自信がなく、子ども相手なら務まるかも、と話す学生は、残念ながら存在します。

教職を「舐める」ことは、子どもや社会への冒涇です。校種を問わず教師には、基礎学力と教職教養に加え、多様な子どもと同僚、保護者等と関わるコミュニケーション力が不可欠です。子どもの方が「でもしか先生」を嗅ぎ分ける力が強いのか、能力不足や生半可な気持ちで関わる者には冷淡です。

もっとも、教師を目指すきっかけは「でもしか」で構いません。スポーツ選手やアーティスト志望で、教職に向いている者も少なくないでしょう。地域性や幸福感等が多様である以上、万民共通の「完璧な教師」は存在せず、現に今日では「学び続ける教師」という教師像が主流です。社会のさまざまな場面スピリットで教職精神が生かされるべく、個性豊かで優秀な志望者の広がりが期待されます。

しかし、「でもしか先生」と自嘲する態度は適切ではありません。多くの子どもにとり教師は憧れの存在で、家族以外で初めて密に接する大人です。理想の教師を目指しつつ、時に失敗する姿も見せながら、大人の模範を示す使命があります。また、教員養成は多くの私学が担っています。国公立大学に比べ学費や教職課程の履修費等が高いため、教職どころか進学を諦めた高校生は少なくありません。多くの人の期待や憧れを受けとめ、自分こそ理想の教師になると誇らしく語って努力することは、教師の原点ではないでしょうか。

ワーク1

各大学の「履修の手引き」等で、任意の学科の科目と単位数を確認し、巻末の「参考資料1」に記入しましょう。2018(平成30)年以前の入学生は、現行の科目と比べてみましょう。

[著者プロフィール]

梨本 加菜（なしもと・かな） 第Ⅰ、Ⅲ部（第1～5，11～15章）担当

東京大学大学院教育学研究科博士課程満期退学

現在 鎌倉女子大学児童学部教授

主著 『生涯学習時代の教育制度』（単著）樹村房
『子どもと教育環境』（共著）大学図書出版 ほか

稲川 英嗣（いながわ・えいじ） 第Ⅱ部（第6～10章）担当

東北大学大学院教育学研究科博士課程満期退学

現在 鎌倉女子大学教育学部教授

主著 『共生時代の教育を展望する』（共著）八千代出版
『世界の教育改革—OECD 教育政策分析—』（翻訳）明石書店 ほか

生涯学習時代の教職論

2018年3月30日 初版第1刷発行

2021年3月16日 初版第3刷

〈検印省略〉

著 者 © 梨 本 加 菜
稲 川 英 嗣

発 行 者 大 塚 栄 一

発 行 所 株式 樹 村 房
会社 JUSONBO

〒112-0002

東京都文京区小石川5-11-7

電 話 03-3868-7321

F A X 03-6801-5202

振 替 00190-3-93169

<http://www.jusonbo.co.jp/>

印刷・製本 亜細亜印刷株式会社

ISBN978-4-88367-293-6 乱丁・落丁本は小社にてお取り替えいたします。